

図表2-1-1 新たな森林・林業基本計画の概要 (6)

森林・林業基本計画に掲げる目標

森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

- 多様な森林がバランス良く賦存する「指向する森林の状態」に向け、望ましい森林の整備・保全が行われた場合に見込まれる5年後、10年後、20年後の状態を目標として設定。

＜森林の有する多面的機能の発揮に関する目標＞

	R2年 (現況)	目標とする森林の状態		
		R7年	R12年	R22年
森林面積(万ha)				
育成単層林	1,010	1,000	990	970
育成複層林	110	130	150	190
天然生林	1,380	1,370	1,360	1,340
合 計	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積(百万m ³)	5,410	5,660	5,860	6,180
ha当たり蓄積(m ³ /ha)	216	225	233	246
総成長量(百万m ³ /年)	70	67	65	63
ha当たり成長量(m ³ /ha年)	2.8	2.7	2.6	2.5

(参考)指向する森林の状態

育成単層林	育成複層林	天然生林	合計
660	680	1,170	2,510

(参考)指向する森林の状態に向けた誘導の内訳

育成単層林	(万ha)
木材等生産機能の発揮が特に期待されるなど育成単層林として整備される森林	660
公益的機能の一層の発揮のため自然条件等を踏まえて育成複層林に誘導される森林	340
公益的機能の発揮のため伐採が強度に規制されているなど天然生林に誘導される森林	20
天然生林	(万ha)
主に天然力により健全性が確保され公益的機能の発揮のため天然生林として維持される森林	1,150
各種機能の発揮のため継続的な育成管理により育成複層林に誘導される森林	230

注1:森林面積は10万ha単位で四捨五入しているため、計が一致しないものがある。
2:目標とする森林の状態及び指向する森林の状態は、R2年を基準として算出している。
3:R2年の値は、R2、4、1の数値である。

林産物の供給及び利用に関する目標

- 望ましい森林の整備・保全が行われた場合の木材供給量、今後の需要動向を見通した上で、諸課題が解決された場合に実現可能な木材利用量を目標として設定。

＜木材供給量の目標＞

	R元年 (実績)	R7年 (目標)	R12年 (目標)
木材供給量	31	40	42

＜用途別の利用量の目標＞

用途区分	総需要量			利用量		
	R元年 (実績)	R7年 (見通し)	R12年 (見通し)	R元年 (実績)	R7年 (目標)	R12年 (目標)
建築用材等 計	38	40	41	18	25	26
製材用材	28	29	30	13	17	19
合板用材	10	11	11	5	7	7
非建築用材等 計	44	47	47	13	15	16
パルプ・チップ用材	32	30	29	5	5	5
燃料材	10	15	16	7	8	9
その他	2	2	2	2	2	2
合計	82	87	87	31	40	42

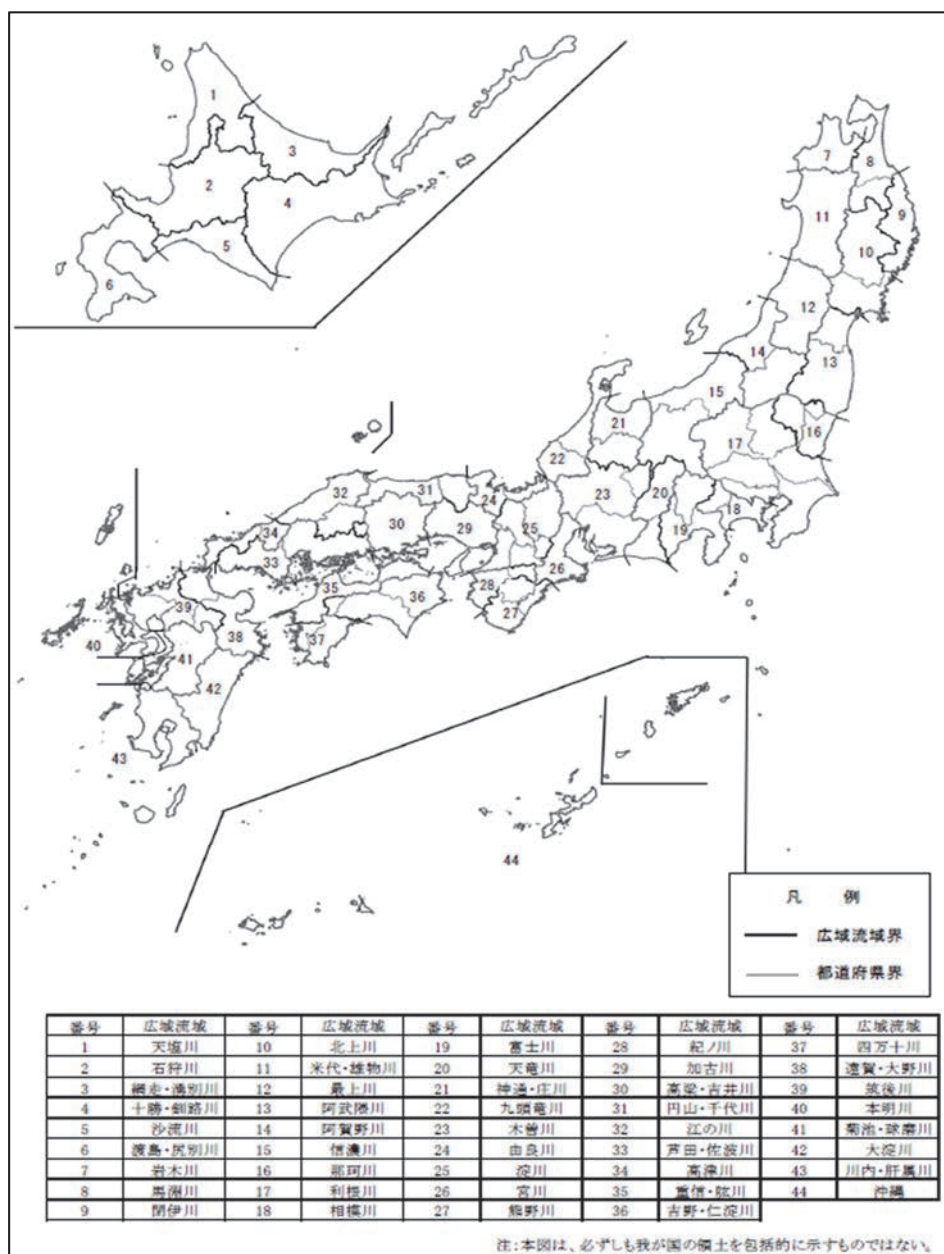
注1:用途別の利用量は、国産材に係るものである。
2:「燃料材」とは、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。
3:「その他」とは、しいたけ原木、原木輸出等である。
4:百万m単位で四捨五入しているため、計が一致しないものがある。

2-1-2 全国森林計画の概要

森林・林業基本計画における望ましい森林の姿の考え方等に即して、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることを目的とした新たな全国森林計画が令和5年10月に閣議決定された。

この計画は、44の広域流域(図表2-1-2)を定め、広域流域毎に目標が定められている。計画期間は、令和6年4月1日から令和21年3月31日までの15年間としている。

図表2-1-2 全国森林計画広域流域



森林整備保全事業計画の成果指標においては、基本的にこの全国森林計画の目標値を参考に設定しており、整備方針等についてもこの計画に依拠している。

以下は、全国森林計画から引用した図表を掲載したものである。

図表2-1-3 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、河岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を有する森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な擾乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する深畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成半層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

- 注1： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。
- 2： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

図表2-1-4 森林の整備及び保全の目標

広域流域	(単位 面積：千ha 蓄積：m ³ /ha)							
	育成単層林面積		育成複層林面積		天然生林面積		森林蓄積 (ha当り)	
	現況	計期末	現況	計期末	現況	計期末	現況	計期末
全 国	10,099	9,801	1,110	1,727	13,816	13,497	222	238
天 塩 川	221	212	165	185	549	539	132	141
石 狩 川	273	262	166	188	726	715	155	166
網走・湧別川	262	246	111	144	396	378	205	219
十勝・釧路川	299	282	154	187	798	781	175	187
沙 流 川	122	114	81	98	360	351	160	171
渡島・尻別川	202	190	66	91	584	571	127	135
岩 木 川	119	113	16	28	189	183	197	211
馬 瀬 川	224	212	34	58	237	224	215	230
閉 伊 川	192	177	9	42	264	246	222	237
北 上 川	362	349	18	46	390	375	229	245
米代・榎物川	404	388	7	42	428	410	232	248
最 上 川	184	175	3	22	482	473	174	186
阿 武 隈 川	294	280	19	49	328	312	248	265
阿 賀 野 川	140	132	20	37	591	582	169	180
信 濃 川	332	327	16	26	799	794	170	182
那 珂 川	180	172	7	23	137	128	253	270
利 根 川	445	438	37	52	551	543	228	243
相 模 川	83	81	10	14	109	107	240	256
富 士 川	277	271	18	30	307	301	220	235
天 竜 川	241	239	9	14	209	207	226	242
神通・庄川	154	150	13	20	426	422	180	192
九 郎 重 川	189	180	5	25	315	305	247	264
木 曾 川	483	477	15	27	417	411	234	250
由 良 川	104	103	1	2	167	166	218	233
淀 川	241	238	11	14	277	275	214	228
宮 川	148	147	0	2	97	97	213	228
熊 野 川	258	256	2	5	172	171	314	335
紀 ノ 川	144	143	4	6	82	81	349	373
加 古 川	145	143	2	7	235	233	204	218
萬 葉・吉井川	202	197	16	25	298	293	163	174
丹 山・千代川	234	231	3	9	199	196	270	288
江 の 川	242	232	8	28	359	349	276	295
芦 田・佐渡川	242	235	10	24	419	412	234	251
高 津 川	107	104	3	9	153	150	296	316
飯 沼・鮎川	185	181	2	9	169	165	249	266
吉野・仁淀川	468	461	8	22	232	226	358	383
四 万 十 川	210	207	2	9	121	118	302	323
遠 賀・大野川	251	245	3	16	205	199	298	318
筑 後 川	225	222	2	7	99	97	360	385
本 明 川	105	104	1	3	136	135	219	234
菊 池・球磨川	290	284	4	16	164	159	319	341
大 淀 川	335	329	6	16	245	240	333	356
川内・肝属川	268	258	13	36	312	301	276	295
沖 縄	11	11	12	13	80	80	139	149

注：現況については、令和4年3月31日現在の数値である。

図表2-1-5 計画量(1)

広域流域	伐採立木材積			造林面積		
	総数	主伐	間伐	人造 工林	天然 更新	
全 国	88,899	54,458	34,441	1,375	792	
天 塩 川	1,104	561	543	34	26	
石 狩 川	2,016	1,178	838	44	29	
網走・湧別川	2,689	1,594	1,095	65	43	
十勝・釧路川	3,188	1,913	1,275	82	43	
沙 流 川	950	513	437	20	23	
渡島・尻別川	1,378	718	660	37	32	
岩 木 川	1,158	611	547	20	16	
馬 淵 川	2,446	1,544	902	40	32	
閉 伊 川	2,143	1,434	709	25	44	
北 上 川	3,440	2,237	1,203	56	37	
米代・雄物川	4,119	2,697	1,422	51	46	
最 上 川	1,883	1,305	578	29	24	
阿 武 隈 川	2,991	2,338	653	59	39	
阿 賀 野 川	1,132	793	339	16	23	
信 濃 川	1,562	734	828	23	13	
那 珂 川	2,278	1,358	920	33	21	
利 根 川	3,082	1,509	1,573	42	20	
相 模 川	531	211	320	7	5	
富 士 川	1,895	1,180	715	36	14	
天 竜 川	1,465	704	761	24	6	
神通・庄川	959	509	450	9	10	
九 頭 竜 川	1,275	723	552	20	26	
木 曽 川	3,024	1,602	1,422	40	15	
由 良 川	413	220	193	8	2	
淀 川	1,056	567	489	22	4	
宮 川	553	271	282	10	2	
熊 野 川	1,776	912	864	27	4	
紀 ノ 川	996	491	505	14	2	
加 古 川	762	270	492	18	6	
高梁・吉井川	1,945	1,168	777	28	12	
岡山・千代川	1,504	846	658	29	7	
江 の 川	2,413	1,808	605	36	26	
芦田・佐波川	2,212	1,493	719	30	18	
高 津 川	1,025	727	298	13	8	
重 信・肱川	1,475	674	801	22	9	
吉野・仁淀川	4,388	2,682	1,706	50	17	
四 万 十 川	2,224	1,096	1,128	20	9	
遠賀・大野川	2,835	1,789	1,046	36	16	
筑 後 川	2,903	1,849	1,054	32	5	
本 明 川	549	184	365	4	3	
菊池・球磨川	4,139	2,738	1,401	64	14	
大 淀 川	5,148	3,768	1,380	63	12	
川内・肝属川	3,851	2,917	934	36	29	
沖 縄	27	24	3	1	1	

注1： 水源涵養のための保安林とは、森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第1号の同項第2号から第7号までの目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、同項第8号
2： 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、
3： 治山事業とは、森林法第41条に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法（昭和33年
第3条若しくは第4条の規定によって指定された地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区
4： 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等

図表2-1-5 計画量(2)

(単位 材積：万 m³ 開設量：千 km 面積：千 ha 地区数：百地区)

林道 開設量	保安林面積				治山事 業施行 地区数	間伐 面積 (参考)
	総 数	水源涵養の ための保安林	災害防備の ための保安林	保樹、風致の保存 等のための保安林		
14.6	13,061.8	9,811.4	3,219.8	804.8	336.0	5,886
0.6	620.7	411.3	209.2	22.3	4.9	185
0.6	894.0	825.6	58.7	64.4	6.7	204
0.5	529.7	335.1	186.9	35.2	3.6	223
0.7	853.6	569.1	281.8	38.4	7.4	262
0.4	431.9	354.0	78.8	15.8	4.5	106
0.4	567.2	346.8	228.9	46.3	7.9	198
0.3	225.2	184.1	39.1	15.8	3.9	101
0.4	243.8	214.6	28.8	22.3	4.4	155
0.2	162.1	126.7	31.0	8.4	3.4	125
0.4	406.9	363.1	43.5	13.5	8.7	192
0.6	475.2	407.6	70.9	30.5	9.5	217
0.2	421.0	324.1	113.3	19.4	5.2	97
0.3	275.6	227.0	47.3	13.6	8.2	95
0.4	471.6	360.0	114.1	7.9	6.9	41
0.2	613.0	436.2	179.7	32.5	14.9	196
0.2	143.3	123.4	18.6	7.4	4.1	115
0.3	541.8	412.0	126.2	52.2	19.9	245
0.0	108.4	69.9	47.8	12.3	3.9	57
0.7	299.8	237.9	62.1	24.7	11.4	164
0.5	256.0	175.0	81.9	5.6	7.8	165
0.3	395.6	229.7	169.9	27.2	8.6	83
0.4	216.6	179.8	32.7	28.8	7.4	90
0.7	415.7	249.8	164.1	15.1	19.8	308
0.1	89.8	65.4	22.0	7.1	3.9	30
0.2	189.1	100.9	83.2	29.3	10.6	100
0.1	87.9	57.9	28.9	9.6	3.7	57
0.5	187.3	148.6	37.9	7.3	6.3	132
0.1	72.7	52.9	19.5	1.8	4.4	76
0.1	136.8	97.1	38.7	10.1	6.6	67
0.2	198.6	142.6	53.3	16.1	9.6	99
0.5	217.8	190.9	24.7	11.5	6.3	117
0.4	240.0	216.4	19.5	10.2	9.2	96
0.2	256.5	137.0	116.1	20.7	11.3	102
0.1	101.7	81.3	19.0	4.1	3.8	42
0.2	126.4	61.9	62.9	9.3	8.0	100
0.4	287.8	236.8	50.0	21.3	14.9	226
0.2	135.9	102.4	32.3	5.7	4.9	126
0.5	186.6	149.4	35.3	14.9	8.5	127
0.3	152.9	122.2	34.0	13.0	10.0	154
0.2	77.2	37.9	34.8	11.0	4.5	65
0.5	185.8	155.1	30.4	8.9	7.0	220
0.5	307.4	276.0	27.9	14.3	9.1	188
0.3	214.5	185.7	25.1	13.9	8.8	137
0.0	40.5	30.4	9.2	5.2	1.5	1

目的、災害防備のための保安林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備などの
から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

内訳の合計に合致しない。

法律第30号)第51条第1項第2号に規定する地すべり地域又はばた山に関して同法
域における地すべり防止工事又はばた山崩壊防止工事に関する事業をいう。

により区分される森林の区域を単位としてとりまとめた上、計上したものである。

図表2-1-6 土壌を改良する必要のある森林、搬出の方法を特定する森林及び
森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定基準(1)

(1) 土壌を改良する必要がある森林	次のいずれかに該当する森林であつて、土壌の理化学性の改良を図る必要があるもの (ア) 赤色土壌から成っている箇所であること。 (イ) 黒色土壌であつて表層からカベ状構造を持っているものから成っている箇所であること。 (ウ) 花崗岩、石英粗面岩等の深層風化地帯又は新第三紀層若しくは洪積層の地帯のうち侵食を受けている土壌から成っている箇所であること。 (エ) その他既往の施業に起因してせき悪化している土壌の箇所であること。
(2) 搬出の方法を特定する森林	次のいずれかに該当する森林であつて、特に林産物の搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を来すもの (ア) 地 形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 (イ) 地 質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壌等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。

図表2-1-6 土壌を改良する必要のある森林、搬出の方法を特定する森林及び
森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定基準(2)

(3) 森林の土地の 保全に特に留意 すべき森林	次のいずれかに該当する森林であつて、その土地の保 全に特に留意する必要のあるもの (ア) 地 形 - a 傾斜が急な箇所であること。 - b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であるこ と。 - c 山腹の凹曲部等地表流水又は地中水の集中流 下する部分を持っている箇所であること。 - d 谷密度の大きい地区であること。 - e 起伏量の大きい地区であること。 (イ) 地 質 - a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 - b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所である こと。 - c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 - d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壌等 - a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極め て弱い土壌から成っている箇所であること。 - b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 - c 石礫地から成っている箇所であること。 - d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であ ること。 (エ) 気 象 - a 短時間に強い雨が降る頻度が高い地区であるこ と。 - b 凍土及び霜柱の害のおそれ強い地区であるこ と。
---	--

図表 2-1-7 公益的機能別施業森林における施業方法(1)

① 水源涵養機能	次の条件のいずれかに該当し、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林については、伐期の間隔の拡大のほか、皆伐を行う場合にあっては伐採面積の規模縮小を推進 (ア) 地 形 - a 標高の高い地域 - b 傾斜が急峻な地域 - c 谷密度の大きい地域 - d 起伏量の大きい地域 - e 溪床又は河床勾配の急な地域 - f 掌状型集水区域 (イ) 気 象 - a 年平均又は季節的降水量の多い地域 - b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 (ウ) その他 大面積の伐採が行われがちな地域
② 山地災害防止機能 ／土壌保全機能	次の条件のいずれかに該当し、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進 (ア) 地 形 - a 傾斜が急な箇所 - b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 - c 山腹の凹曲部等地表流水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所 (イ) 地 質 - a 基岩の風化が異常に進んだ箇所 - b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 - c 破碎帯又は断層線上にある箇所 - d 流れ盤となっている箇所 (ウ) 土壌等 - a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所 - b 土層内に異常な滞水層がある箇所 - c 石礫地から成っている箇所 - d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所

図表2-1-7 公益的機能別施業森林における施業方法(2)

③ 快適環境形成機能	次のいずれかに該当し、生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進 (ア) 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
④ 保健・レクリエーション機能/文化機能/生物多様性保全機能	次のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進（（エ）については、択伐による複層林施業に限る。） (ア) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林

注： ②から④までにあっては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進

図表2-1-8 路網整備の水準

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系作業システム	110m/ha 以上
中傾斜地 (15° ～ 30°)	車両系作業システム	85m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上
急傾斜地 (30° ～ 35°)	車両系作業システム	60 <50> m/ha 以上
	架線系作業システム	20 <15> m/ha 以上
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5m/ha 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬送器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワード等を活用する。

3：「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。